

博 士 学 位 論 文

内容の要旨および審査結果の要旨

氏名・（本籍地）	加 島 勝 （神奈川県）
博士の専攻分野の名称	博 士（文 学）
学 位 記 番 号	乙第8号
学位授与の日付	平成26年3月20日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項
学 位 論 文 名	日中古代仏教工芸史研究
論 文 審 査 委 員	主 査 奈良大学 教授 東 野 治 之 副 査 奈良大学 教授 西 山 要 一 副 査 奈良大学 教授 三 宅 久 雄

【論文内容の要旨】

加島勝（以下、請求者という）提出の博士学位請求論文は、「日中古代仏教工芸史研究」と題され、下記のような構成となっている。

序説

第一章 仏舎利の荘嚴

第一節 中国・シルクロードの舎利容器

第二節 隋時代の舎利容器

第二章 法隆寺献納宝物灌頂幡に関する考察

第一節 仏幡の役割—灌頂幡の二つの性格—

第二節 灌頂幡の坪堺金具と百済観音の装飾金具

第三節 灌頂幡模造品製作と新たにえられた知見

第三章 香供養具に関する考察

第一節 正倉院宝物の鵲尾形柄香炉

第二節 法隆寺献納宝物の鵲尾形柄香炉の製作地・製作年代の再検討

第三節 獅子鎮柄香炉と瓶鎮柄香炉

付説① 蓮華形柄香炉

付説② 柄香炉と塔錠

第四章 飲食供養具に関する考察

第一節 浄瓶と胡瓶

第二節 ペガサスの尾から見た竜首水瓶の製作年代

第三節 棗形水瓶と柘榴形水瓶

第五章 法隆寺献納宝物海磯鏡の製作地

第六章 古代の金工技法

第一節 複連点文技法と法隆寺再建期の美術

第二節 華原磬の獅子と竜

第七章 中尊寺金色堂の現状と明治の模写図

第八章 上東門院彰子埋納の金銀鍍宝相華唐草文経箱

第九章 法隆寺献納宝物舍利塔の修理と新発見の墨書銘

序説では、この論文で扱われる仏教工芸品の時代と作例、考察の視点等が略述される。それによると本論文は、日本及び中国の古代、具体的には日本の飛鳥時代から平安時代、中国の南北朝時代から唐代における仏教工芸品を主たる考察の対象とし、その製作年代や制作地、美術史上の意義を、様式論に基づく比較作品研究の手法を用いて明らかにしようとするものである。考察の対象とする作品には、従来その製作地に関して日本、中国、朝鮮半島のいずれであるか、かならずしも明確になっていないものも多いが、その解明は、作例にめぐまれているとはいいがたい中国や朝鮮半島の仏教工芸品の研究にも資するところがあるとし、本論文ではこの課題に対しても、中国・韓国での実査を踏まえて考察を深めたいとしている。

第1章「仏舎利の荘嚴」では、インド起源の舎利容器と、それに関連する工芸品が、西域から日本に至る諸地域でいかに受容されたかが取り上げられている。第1節「中国・シルクロードの舎利容器」では、西域と中国における舎利容器を対比し、西域では円筒形の身に円錐形の蓋を伴う帽子箱形の合子が定型化し、一方唐代の中原地方では棺形舎利容器が多いことを指摘する。その上で、舎利容器の形式変遷を新疆ウイグル自治区から甘粛省を経て西安に至る範囲で検討した結果、西域の帽子形舎利容器は中原地方では採用されず、棺形舎利容器の最も早い例は、則天武后が延載元年（694）に諸州に建立するよう命じた大雲寺の一つ、涇州大雲寺で発見された容器であるとして、舎利の埋納を釈迦の葬礼に擬し、中国の葬送儀礼と習合した結果、棺形に変化していったと論じている。第2節「隋時代の舎利容器」では、仁寿4年（604）神徳寺塔跡発見の舎利石函及び内容品をはじめ、隋時代の舎利容器6件の概要を紹介し、形式上の特色を分析した結果、中国の舎利容器には、伝統的な器物を踏襲したもの、インドの円形舎利容器が東漸したもの、中国中原地域の奩などの器物が西漸した結果、西域で生まれたもの、棺が舎利容器になったもの、があったとの見通しを提示している。

第2章「法隆寺献納宝物灌頂幡に関する考察」では、法隆寺献納宝物中の灌頂幡について、その用途、技法、彫刻との関連が論じられている。第1節「仏幡の役割—灌頂幡の二つの性格—」は、仏幡が懸垂される場所や方法に着目した結果、灌頂幡には、『日本書紀』（欽明紀）の例のように布教用具としての性格があると同時に、奈良時代になると天平19年（747）の『法隆寺資財帳』などが示すように、荘嚴供養の具として用いられることが多くなったとし、いずれにしても灌頂幡は掲揚されることによって、布教の拠点や法会の開催を示す標識であったと指摘している。第2節「灌頂幡の坪塚金具と百済観音の装飾金具」は、飛鳥時代の彫刻として著名な百済観音の腕に着けられた装飾金具が、法隆寺献納宝物の灌頂幡の縁金具と、文様・製作技法の上できわめて緊密な関係にあるという新知見を提示し、その事実から両作品の製作年代・製作者は同一であり、灌頂幡の製作は670年代から680年代頃と推定され、再建法隆寺金堂に関わる法会に際して施入された可能性が高いこと、百済観音の制作年代もこの観点から見直されるべきことを述べる。第3節「灌頂幡模造品製作と新たにえられた知見」では、東京国立博

物館で平成8年度(1997)から11年度(1999)にかけて製作された法隆寺献納宝物の灌頂幡の原寸大模造品に関して、模造品製作の過程で得た新知見に考察を加え、原図を銅板に転写する際の具体的な方法や、製作当初の連結状態を明らかにし、その規格に「古韓尺」と仮称される唐尺以前の尺度が用いられていること、透し彫りに糸鋸状工具が用いられていた可能性が高いこと等を論じている。

第3章「香供養具に関する考察」では、古代の日中韓における柄香炉が多様な視点から考察されている。第1節「正倉院宝物の鵲尾形柄香炉」は、正倉院宝物の鵲尾形柄香炉を取り上げて、その形式的特徴を詳細に比較検討し、それが飛鳥時代の製作であること、正倉院宝物には他にも天平以前の宝物が含まれていることを論じている。第2節「法隆寺献納宝物の鵲尾形柄香炉の製作地・製作年代の再検討」では、わが国に現存する柄香炉の最古の作例である法隆寺献納宝物の鵲尾形柄香炉をめぐる、種々論議されてきた「鍮石」という材質と、火炉の座裏に記された針書銘の解釈を検討し、本柄香炉が銅と亜鉛の合金である真鍮製であること、また座裏の針書銘は、韓国・慶州皇南大塚出土品の銘文との比較から、「帯方」と読めること、従って本柄香炉が、寺伝どおり、高句麗僧慧慈が推古3年(595)の来日時に携えてきた6世紀製作のものである可能性を提示している。第3節「獅子鎮柄香炉と瓶鎮柄香炉」は、奈良時代に獅子鎮柄香炉が盛行し、瓶鎮柄香炉は平安時代に日本で創始されたと考えられてきたことを念頭に、近年中国や韓国で発見された新資料を実査し、獅子鎮柄香炉と瓶鎮柄香炉は鎮子以外の火炉や柄など他の部分は同形式を示すことから、瓶鎮柄香炉はわが国で創始されたものでなく、その源流が中国唐代にあり、獅子鎮柄香炉と併存して用いられていたことを解明している。付説①「蓮華形柄香炉」と付説②「柄香炉と塔鉢」は、柄香炉の研究に付属して蓮華形柄香炉と塔鉢の源流や機能を探る試みである。従来、鎌倉時代になって日本で創始された形式と考えられてきた蓮華形柄香炉は、中国宋代の作例や韓国高麗時代の作例との比較から、その源流は中国に求められるべきこと、正倉院宝物中の赤銅合子(丙)は、中国の石窟寺院等の絵画・彫刻資料等から、その用途に舍利容器と香合の二つが考えられることを指摘し、舍利容器としては、インドの傘蓋形鈕を付けた球形舍利容器の形式的伝統を踏まえていること、香炉としては、柄香炉とともに捧げ持って用いられた可能性が高いことを述べている。

第4章「飲食供養具に関する考察」は、飲食に関わる供養具中でも重要な位置を占める水瓶について、その種類や装飾文様を考察している。第1節「浄瓶と胡瓶」では、天平19年(747)の『大安寺資財帳』に記載される漢軍持と胡軍持がそれぞれ浄瓶と胡瓶に相当し、漢軍持は長頸で下膨れの形態の水瓶、胡軍持は注口付きの水瓶であったことを現存作例に照らして論じ、あわせて法隆寺献納宝物の水瓶の製作地を、その底部の作りから解明している。第2節「ペガサスの尾から見た龍首水瓶の製作年代」は、有名な法隆寺献納宝物中の龍首水瓶の製作時期と年代を論じる。この水瓶は7世紀半ば頃の日本製とすることが有力であるが、胴部に描かれたペガサスの尾の表現を、他の類例と比較検討すると、7世紀末から8世紀初め頃に唐から伝えられた植物文を採用している可能性が高く、その製作も7世紀末から8世紀初め頃とみなされるとしている。第3節「棗形水瓶と柘榴形水瓶」は、『大安寺資財帳』に見える「棗瓶」と「柘榴瓶」が、法隆寺献納宝物中の胴部が棗形を呈したものと蕪形を呈する2種類の長頸瓶に相当すること、中国北魏時代の封魔奴墓出土品からすると、双方とも南北朝から並び用いられた形式であることを論じている。

第5章「法隆寺献納宝物海磯鏡の製作地」は、法隆寺献納宝物中に2面ある海磯鏡を取り上げたもので、これらは天平19年(747)の『法隆寺資財帳』に、天平8年、光明皇后が奉納したことが見える由緒正しい鏡である。しかしその製作地、年代、技法をめぐるさまざまな論議があったが、ここでは海磯文と呼ばれる文様の構成を、正倉院宝物中の唐製の同文鏡と比較して検討し、鏡面に対する山岳表現の天地が逆になるなど唐製の海磯鏡には見られない文様構成があることを指摘し、これらの鏡が日本製

とみなされることを論じている。

第6章「古代の金工技法」では、具体的作例に即し鑄造や彫金・加飾技法が比較される。第1節「複連点文技法と法隆寺再建期の美術」は、法隆寺献納宝物中の金銅仏等、法隆寺再建期の美術工芸品にししばし認められる複連点文鑿を用いた加飾技法に注目し、その源は中国南北朝時代から唐代にあること、また直接的には百濟武寧王陵出土の承台付有蓋鏡（銅托銀蓋）をはじめとする朝鮮半島の金属製品に影響を受けていることを明らかにする。第2節「華原磬の獅子と竜」では、興福寺蔵の華原磬の製作年代、製作事情について、基台の獅子と架台の四竜の作風を、鑄造技法と彫金技法の面から詳細に比較検討し、前者が奈良時代の興福寺西金堂創建当初からのもので、後者は鎌倉時代前期の同堂復興に際して製作されたことを論じている。

第7章「中尊寺金色堂の現状と明治の模写図」は、大治元年（1124）に上棟された中尊寺金色堂内の三つの須弥壇について論じる。寺伝では中央壇が藤原清衡のための、西北壇が二代基衡のための、西南壇が三代秀衡のための壇とされてきたが、昭和25年（1950）に実施された遺体調査の結果、西南壇に基衡、西北壇に秀衡の遺体が安置されていたことから、寺伝には錯誤があるとされた。本章は三壇の製作当初の状態を東京国立博物館保管の明治30年（1897）修理時の模写を援用して復元し、須弥壇の製作順序を孔雀金具や宝相華文の意匠、螺鈿や八双金具の製作技法等の面から考察したもので、その結果、寺伝どおりの造営順序でよいことを明らかにした。

第8章「上東門院彰子埋納の金銀鍍宝相唐草文経箱」は、11世紀前半の工芸品を代表する上東門院彰子埋納の経箱について、箱の形態、台脚の有無、装飾文様の面から日中の類例との比較検討を行ない、彰子埋納の本経箱は、源流が盛唐期の中国に求められる伝統的な文様要素に、晩唐期の法門寺地宮発見の文物に認められる新来の要素を取り入れたものであることを論じる。

第9章「法隆寺献納宝物舍利塔の修理と新発見の墨書銘」では、保延4年（1138）の墨書銘を有する法隆寺献納宝物の舍利塔を取り上げ、保存修理の過程で新たに発見された墨書銘から、本作品が保延4年に修理されたものであることを明らかにし、製作が11世紀に遡るとしている。

【審査内容の要旨】

本論文の要旨は上記のとおりであるが、これに対する主査、副査の意見をまとめると以下のようになる。

先ず全体に関わることとして、本論文は個別に発表された研究を集成したものであるため、作品説明や論証過程、図版に重複が少なくない。いままじ徹底した再構成が図られてしかるべきである。

また論文の内容に直接関わる問題として、使用された用語にも、明確な概念規定の望まれるものがある。たとえば「仏教工芸」ないし「仏教工芸品」の語が多用されているが、その内容について明記がない。論文内容からすれば、金工、木竹工、染織、石工など多岐にわたる分野の内、金工に中心があることは明らかであり、その研究には対象に即していかなる方法や特色があるかが、序説でふれられてよいであろう。「荘厳具」という歴史的用語や「仏具」という一般用語についても、概念規定をしたうえで用いるのが望ましい。用語という点では、「線刻」「毛彫り」も、いずれかに統一されるべきである。

金工品の製作地を論ずるに当たり、成分分析への言及が少ないことへの疑問も提起されたが、請求者から、対象とする作品について必ずしも均一なデータが揃っていないため、積極的な使用を控えた旨の回答があった。これなども前提として記述がなされてよかったと思われる。

次に個々の論点についてみると、2章1節では法隆寺献納宝物の灌頂幡について、堂内での使用もあ

りうるとするが、文献史料での用例からすると、屋外で使用されたと見るのが妥当であろう。

さらに3章2節の鵲尾型柄香炉の名称をめぐり、本論文は従来の通説にそのまま従って、これを形式を表す語として用い、獅子鎮柄香炉に先行する形式と考えている。しかし関連する名称は、中国南北朝時代の『冥祥記』（『法苑珠林』所引）に「鵲尾香炉」とみえるだけではなく、宋以降の中国文献にも「鵲尾炉」が現れるので、歴史的には単に把手つきの香炉、すなわち柄香炉を指すと考えられる。美術史学で本論文のように限定して用いるには、再定義が必要であろう。

またこの鵲尾型柄香炉に関連して、献納宝物の作例に見られる銘文を、本論文では「帯方」と読むべきことを提唱しており、それは妥当と判断されるが、「帯方」は本来4世紀に滅亡した朝鮮半島の郡名であったから、この柄香炉の制作年代とは1世紀以上の差がある。簡単に高句麗僧の恵慈に結び付けるのではなく、唐代に百済王へ与える称号として「帯方郡王」が残ったことなどを踏まえ、製作時点での意味を再検討することが望まれる。

以上のように改めたり検討を深めたりすべき点は少なくないが、本論文にはそれを補って余りある長所や価値が見出される。

法隆寺献納宝物の鵲尾型柄香炉や舍利塔の銘文を読み改めたこと（3章2節、9章）は、その意義付けに多少の課題を残すとしても、研究史に新たな事実を付け加えたものである。

灌頂幡にみえる胴部の短縮された天人像を、造形的観点ではなく、製作過程での事情から説明できるとしたこと（2章3節）や、水瓶の製作地を決めるに当たって、底部の製作技法の違いに根拠を求めたこと（4章1節）は、モノそのものに立脚する考察がもたらした成果であって、特に百済観音の腕釧や臂釧が、灌頂幡と同一の工房で、近接した時期に製作されたとする論（2章2節）は、灌頂幡の技法面からの考察が、手がかりの少ない飛鳥時代彫刻の研究に寄与する例として、特筆される貢献といえよう。また大陸の作例に対する広く深い目配りは、本論文の全体に通じる大きな特長であって、舍利容器や柄香炉の考察（1章、3章）は、それによって極めて高い客観性を有することになったし、海磯鏡の図様に日唐の明らかな違いを見る分析（5章）も、この目配りなくしてありえなかったであろう。

請求者が本領とする美術史学の面でも、造型感覚の相違を取り上げて論じた華原磬や中尊寺金色堂八双金具の分析（6章2節、7章）に、美術史家としての鑑識眼が生かされている。総じて本論文は、長年にわたり日中韓の古代金工品の実物に接しながら、実証的な研究を重ねてきた請求者にして、初めてなした研究成果といえることができる。

【最終試験の結果】

加島勝の学位請求にかかる最終試験については、審査委員会の東野治之（主査）、三宅久雄（副査）、西山要一（副査）の3名が、平成25年12月27日、本学大学院棟において実施し、学位請求論文と英文要旨をもとに口述試問の形で行った。その結果、加島勝が博士の学位を受けるに十分な学識を有することを確認した。

【審査結果】

審査委員会は、学位請求論文の審査結果、及び最終試験の結果から、本論文は博士（文学）の学位を与えるにふさわしい業績と判断する。

以上